

官民人事交流

制度のあらましと体験談

— 目 次 —

「はじめに」

- 1 官民人事交流の概要 …………… 1
- 2 官民人事交流の対象 …………… 2
- 3 官民人事交流の利用の流れ ……… 3
- 4 交流基準の概要 …………… 4
- 5 福利厚生制度等の適用関係 ……… 5
- 6 Q&A …………… 6
- 7 官民人事交流の実施状況 ……… 8
- 8 民間企業の人事担当者に
インタビューを実施しました！ ……… 10
- 9 官民人事交流の体験談 …………… 12
- お問い合わせ先 …………… 13

内閣府官民人材交流センター
人 事 院
内 閣 官 房 内 閣 人 事 局

はじめに

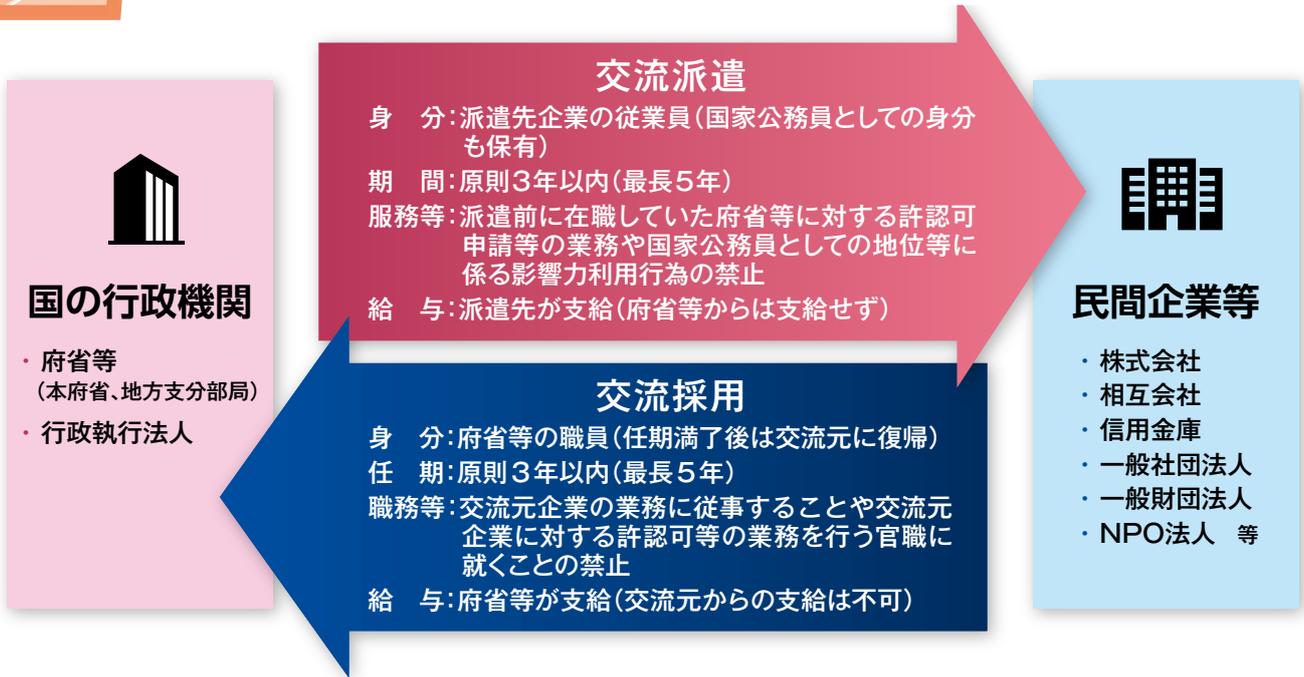
国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」といいます。)に定める官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業(次頁にお示しするとおり、様々な法人・団体が含まれます。本冊子では「民間企業等」と記載します。)という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。

官民人事交流法が施行(平成12年3月)されて以来、幅広い分野における多様な人材に関して「官から民」「民から官」の双方向の交流が着実に進展しており、更なる推進が期待されています。

このため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局では、互いに密接に連携し、経済3団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会)等関係団体のご協力を得て、官民人事交流に関する説明会の開催、官民人事交流の実施希望に関する情報提供等、官民人事交流制度に関する広報の取組を進めています。

本冊子が、官民人事交流の実施に向けたご検討の一助となれば幸いです。

官民人事交流の概要



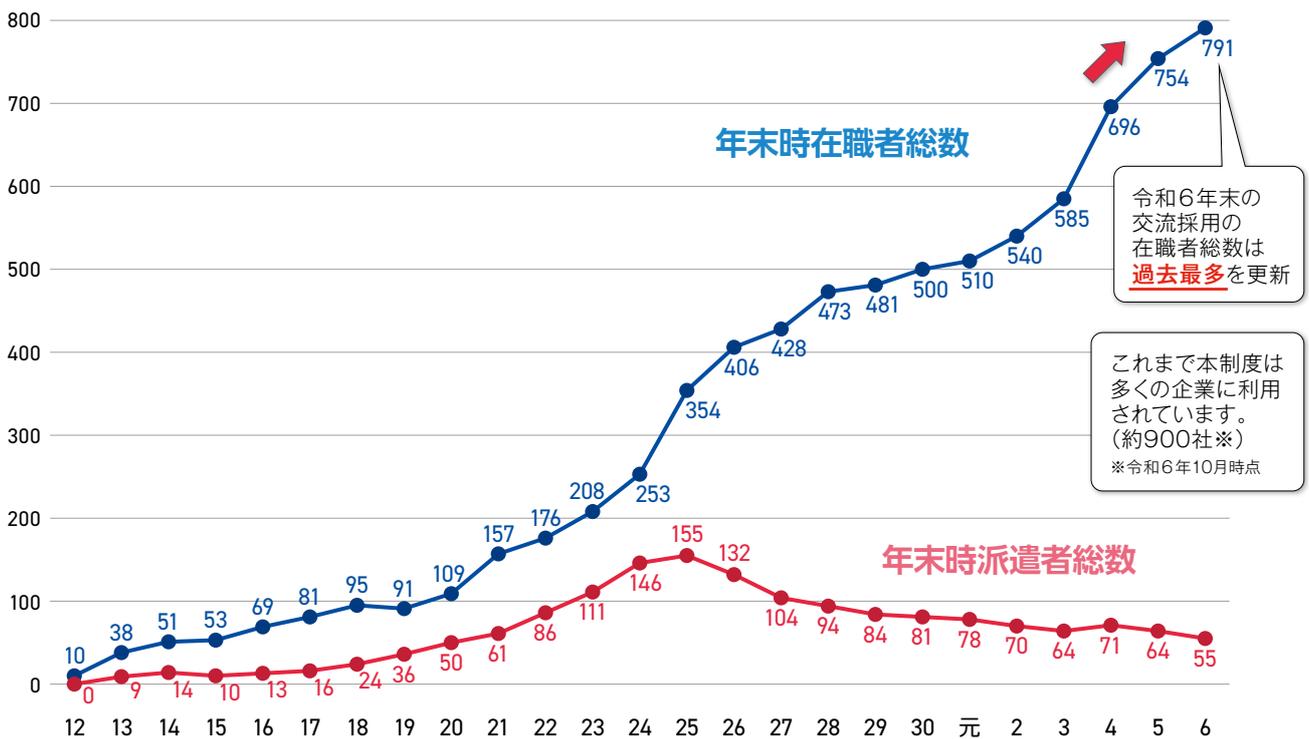
交流派遣 民間企業等が府省等の職員を従業員として雇用し、期間を定めてその業務に従事させるものです。

交流採用 府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、任期を定めてその職務に従事させるものです。

※交流派遣と交流採用の両方を行うことも、いずれか一方のみを行うこともできます。

各年末時における交流採用(民間企業等→国)の在職者総数、交流派遣(国→民間企業等)の派遣者総数

(※)交流採用については、平成15~18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



官民人事交流の対象

対象となる民間企業等

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社
 信用協同組合、信用協同組合連合会
 信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫
 監査法人*、弁護士法人*、損害保険料率算出団体*、医療法人*、学校法人*
 社会福祉法人*、日本赤十字社*、認可金融商品取引業協会*、自主規制法人*
 消費生活協同組合*、消費生活協同組合連合会*、特定非営利活動法人(NPO法人)*
 一般社団法人* (公益社団法人*を含む。)、一般財団法人* (公益財団法人*を含む。)
 外国法人であって上に掲げた法人に類するものとして人事院が指定するもの

- 民間企業等の規模（資本金、従業員数等）、業種は問いません。
- 上記のうち「*」印を付した法人であって、その事業の運営のための必要な経費の主たる財源を、法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国又は地方公共団体の事務又は事業等の実施による収益及び補助金等によって得ているものは、官民人事交流の対象となりません。詳細については、人事院にお問い合わせください。
- 所管関係等に基づき交流が制限される場合などがございます。詳しくは4ページをご参照ください。

交流採用

民間企業等の従業員が
 府省等の職員として
 職務に従事する

交流派遣

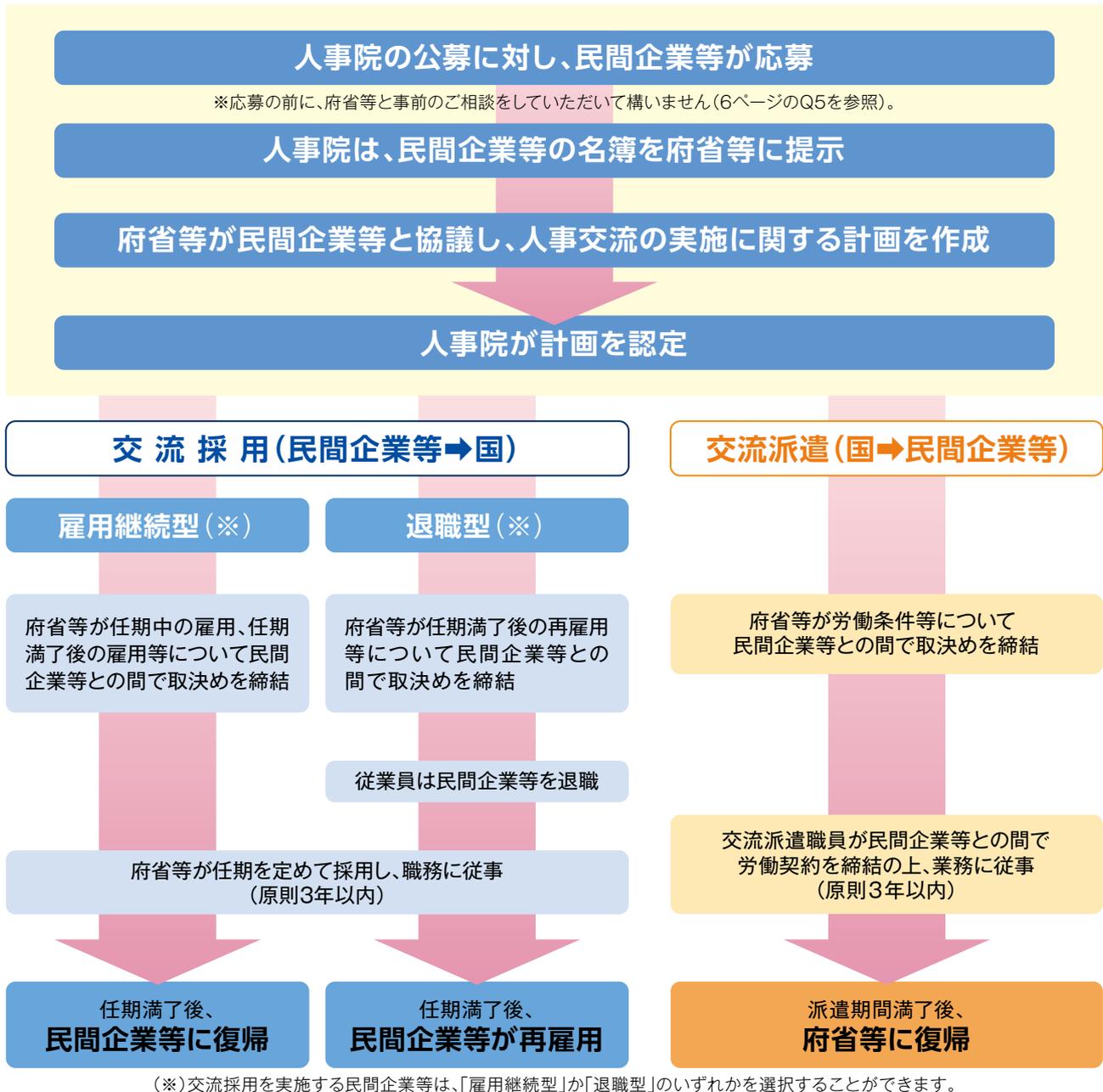
府省等の職員が
 民間企業等の従業員として
 業務に従事する

対象となる府省等

すべての府省等（地方支分部局（国の出先機関）を含みます。）及び行政執行法人

※行政執行法人：国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構（これらの法人では役職員に国家公務員の身分が付与されていますが、役員は対象外です。）

官民人事交流の利用の流れ



上記の利用の流れについて、ご不明な点がある場合は次のお問い合わせ先にお気軽にお問い合わせください。

人事院人材局企画課人事交流班 ☎ 03-3581-0755
 E-mail : kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

「官民人事交流の手続の流れ」(人事院ウェブサイト)
<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryuu/seido/nagare.html>



交流基準の概要

公務の公正性に対する国民の信頼を確保しつつ、適正な官民人事交流を実施するため、人事院は、有識者（交流審査会）の意見を聴いて、一定の基準（交流基準）を定めています。

刑事起訴等を受けた民間企業等との人事交流

民間企業等又はその役員が、業務に係る刑事事件で起訴されたり、業務停止命令、課徴金納付命令等の重大な影響を及ぼす不利益処分を受けたりした場合は、原則として1年間、官民人事交流を行うことができません。なお、同一事案で起訴されたり、不利益処分を受けたりした場合は、1回目の起訴又は不利益処分を起算点として1年間交流制限がかかります。

許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との間の人事交流

許認可などの処分等の対象とされる民間企業等との間では、官民人事交流実施前2年間にこれらの処分等に関する事務を所掌するポストに就いていた国の職員を当該民間企業等及びその子会社に派遣すること、当該ポストへ当該民間企業等及びその子会社の従業員を受け入れることはできませんが、他のポストについては派遣、受け入れができます。例えば、国の本府省の課と所管関係にある民間企業等及びその子会社へは所管関係にある当該課の課長の派遣はできませんが、同じ府省であっても、所管関係にない別の課の課長の派遣は可能です。

同一の民間企業等との継続的な人事交流

許認可などの処分等の対象とされる同一の民間企業等と、当該処分等に関する事務を所掌する、国の同一の課等との間の官民人事交流は、3回まで連続して実施することができます。

契約の締結に携わった職員等に係る人事交流

官民人事交流実施前5年間において、府省等と民間企業等との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある国の職員及び民間企業等の従業員は、それぞれ当該民間企業等への交流派遣及び当該府省等への交流採用はできません。

契約関係にある国の機関と民間企業等との間の人事交流

官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において

- 契約の総額が2千万円以上でありかつ
 - 当該民間企業等の売上額等の総額に占める割合が25%以上（大企業（※）にあつては10%以上）の契約関係にある府省等と民間企業等との間の官民人事交流はできません。
- （※）資本の額等が3億円以上であり、かつ、従業員の数が300人以上の民間企業等

国等の事務又は事業の実施等によって収益を得ている法人との人事交流

対象となる監査法人、弁護士法人、損害保険料率算出団体、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、認可金融商品取引業協会、自主規制法人、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含みます。）のうち、官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において、その事業による収益の主たる部分が国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該部門との官民人事交流はできません。

ただし、当該部門以外の部門については、官民人事交流ができます。

また、各行政機関は、性別、事務系・技術系の別や採用試験区分の別にとらわれず、多様で有為な人材の交流採用及び交流派遣を積極的に行うことや、次のような方針が定められています。

交流採用は、「民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している者を対象に、各行政機関における効率的かつ機動的な業務遂行が求められる官職等その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことが期待される官職について実施する」とされています。

また、各行政機関は、従業員の育成等交流採用に係る民間企業等の要望を踏まえつつ、十分に協議した上で、交流採用をしようとする官職を決定するものとされています。

交流派遣は、「幹部候補育成課程対象者を始めとする将来の行政の中核的要員と見込まれる職員その他の行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を対象とするものとし、交流派遣からの復帰後継続して公務部内で勤務し、交流派遣の成果を発揮することが見込まれる職員を選定すること」とされています。

福利厚生制度等の適用関係

	交流採用(民間企業等→国) 民間企業等の従業員が府省等の職員として職務に従事		交流派遣(国→民間企業等) 府省等の職員が民間企業等の従業員として業務に従事	
	雇用継続型(※1)	退職型(※1)		
年金	国家公務員共済組合 (受給資格期間は厚生年金被保険者期間に合算) (受給資格期間を満たした場合、国家公務員としての期間については国家公務員共済組合から支給)		国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 (事業主負担分は派遣先企業が負担)	
医療保険	国家公務員共済組合		派遣先企業等に適用される健康保険制度	
災害補償	国家公務員災害補償法		労働者災害補償保険法	
退職金・退職手当	退職時、国家公務員退職手当を支給		支給・不支給の制限なし (支給の場合、国家公務員退職手当を調整)	
雇用保険	被保険者資格継続 (交流採用期間を所定給付日数算定基礎期間から除外)	適用なし	適用なし	
児童手当	採用先の府省等から支給		市町村長(特別区の区長を含む)から支給	
勤労者財形	利用している商品を採用先の府省等で取り扱っている場合に限り継続可能		利用している商品を派遣先企業等で取り扱っている場合に限り継続可能	
福利厚生一般	採用先の府省等(共済組合)の提供するサービスを利用		派遣先企業等の提供するサービスを利用	
民間企業内福利厚生制度(※2)	社宅・借上社宅	交流採用前から引き続き、又は交流採用の任期满了後も引き続き利用する場合、利用可能	交流採用前から貸与を受け、規程上退職後も引き続き貸与を認めている場合に限り利用可能	利用可能
	企業内預金	継続可能 (積み増し不可)	継続不可	利用可能
	企業内貸付	継続可能 (交流採用の任期满了後も引き続き返済する場合、新たな貸付可能)	継続可能 (新たな貸付不可)	利用可能
	その他(カフェテリアプラン等)	交流採用前から引き続き、又は交流採用の任期满了後も引き続き利用する場合、一定のサービスを利用可能	利用不可	利用可能

(※1) 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」か「退職型」のいずれかを選択することができます。

(※2) 民間企業内福利厚生制度については、一般的な適用関係を掲載しています。具体的な内容については、人事院が「人事交流の実施に関する計画」を認定した後、府省等と民間企業等との間で取り決められます。

Q.1 人事院の公募について応募の受付期間はありますか。**A**

応募の受付は年間を通じて行っていますので、いつでもご応募ください。
交流希望の情報は、人事院ホームページの官民人事交流の「交流希望情報の受付・提供」のページ(https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu/kibo_joho.html)に

随時掲載していますので、ご確認ください。

**Q.2** どのような民間企業・団体でも官民人事交流制度を活用できるのでしょうか。**A**

官民人事交流制度の対象となる民間企業等は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社などのほか、令和4年12月の人事院規則の改正により、労働金庫連合会、損害保険料率算出団体、認可金融商品取引業協会、自主規制法人及び消費生活協同組合連合会が新たに対象として加わりました。詳細は2ページをご参照ください。

ただし、府省等との所管関係、契約関係等に基づき官民人事交流が制限される場合があります。詳細は4ページをご参照ください。

Q.3 官民人事交流を実施する場合は、交流派遣と交流採用を両方行わなければなりませんか。**A**

いずれか一方のみを実施することもできますし、両方とも実施することもできます。

Q.4 府省等へ交流採用されるためには、民間企業等を退職しなければなりませんか。**A**

交流採用を実施する際には、民間企業等が「雇用継続型」か「退職型」のいずれかを選択することができます。詳細は3ページをご参照ください。

Q.5 ある府省との人事交流を希望しているのですが、その府省に直接連絡することは可能ですか。**A**

3ページのとおり、官民人事交流の実施に当たっては、人事院の公募に応募していただく必要がありますが、その前に、府省の人事担当者に直接連絡して、事前のご相談をしていただいで構いません。各府省のお問い合わせ先については、裏表紙をご参照ください。

Q.6 官民人事交流は、本府省との間の交流だけでしょうか。**A**

本府省との間だけでなく、地方支分部局(国の出先機関)との間の人事交流も可能です。官民人事交流制度の対象となる「府省等」は2ページをご参照ください。

Q.7 府省等から民間企業等に交流派遣された国の職員(交流派遣職員)の福利厚生について教えてください。

A 交流派遣職員については、年金及び雇用保険を除き、派遣先となる民間企業等の従業員に適用される諸制度が適用されます。詳細は5ページをご参照ください。

Q.8 民間企業等から府省等に交流採用された者(交流採用職員)の福利厚生について教えてください。

A 「雇用継続型」の交流採用職員については、その任期中における雇用保険被保険者資格が継続するほか、社内ローンなど民間企業等の福利厚生のうち一定のものは引き続き利用することが可能です。詳細は5ページをご参照ください。

Q.9 交流採用の対象者の年齢、学歴や民間企業等での役職による制限はありますか。

A 制度上、特に制限はありませんが、交流採用職員は、任期満了後に民間企業等に復帰し又は再雇用されることとされていますので、交流元企業の定年年齢との関係にご留意ください。

Q.10 これまでの交流状況はどのようになっていますか。

A 令和6年末までに交流派遣では27府省829名、交流採用では35府省3,971名(旧日本郵政公社への交流採用を含めると4,012名)の交流が実施されています。詳細は、人事院ホームページの官民人事交流の「官民人事交流に関する年次報告(交流の実績)」のページ(<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu/jisseki.html>)をご覧ください。



Q.11 官民人事交流について、制度の説明や実際に人事交流された方の体験談などを聞く機会がありますか。

A 毎年10月頃に民間企業等向けの「官民人事交流に関する説明会」を実地(東京)で開催し、制度内容や体験談等をご説明しています。また、11・12月頃に当説明会を録画したものをオンライン配信しています。

なお、当説明会では府省等の人事担当者との意見交換の機会も設けています。その年の説明会情報は例年9月頃、官民人材交流センターのウェブサイト(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>)に掲載しますので是非ご覧ください。



Q.12 官民人事交流についての問い合わせ先を教えてください。

A 官民人事交流についてのお問い合わせ先は13ページをご覧ください、また、各府省等のお問い合わせ先は裏表紙をご覧ください。

なお、人事院ホームページの官民人事交流の「よく寄せられる質問」(<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu/qa.html>)もご覧ください。



官民人事交流の実施状況

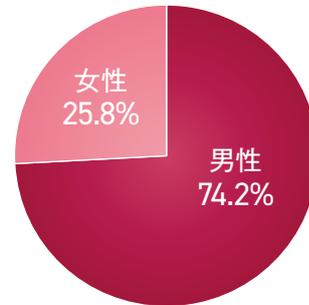
業種別の交流状況(令和6年)

業種	交流採用	交流派遣	計
製造業	89	6	95
サービス業	81	7	88
金融業、保険業	80	4	84
運輸業、郵便業	44	4	48
情報通信業	31	3	34
建設業	18	—	18
不動産業、物品賃貸業	17	—	17
電気・ガス・熱供給・水道業	13	—	13
卸売業、小売業	10	2	12
教育、学習支援業	7	—	7
医療、福祉	5	—	5
宿泊業、飲食サービス業	2	—	2
計	397	26	423

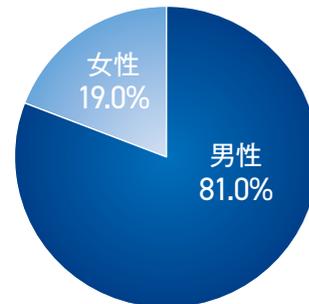
(注)「業種」欄の分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)により、サービス業は、「学術研究・専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」である。

男女別状況(令和4年～6年)

交流派遣

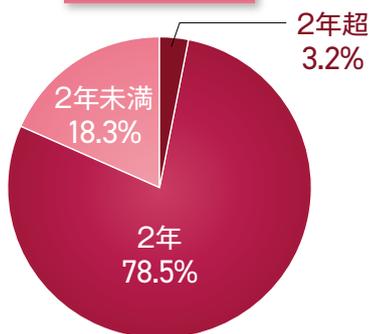


交流採用

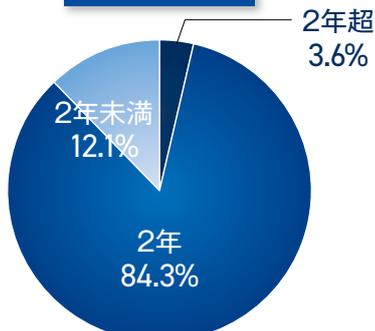


期間別・任期別状況(令和4年～6年)

交流派遣

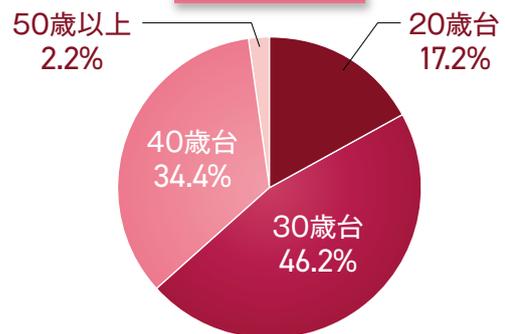


交流採用

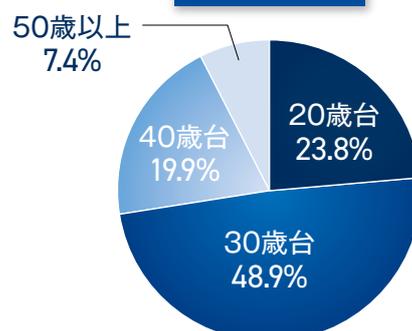


年齢別状況(令和4年～6年)

交流派遣

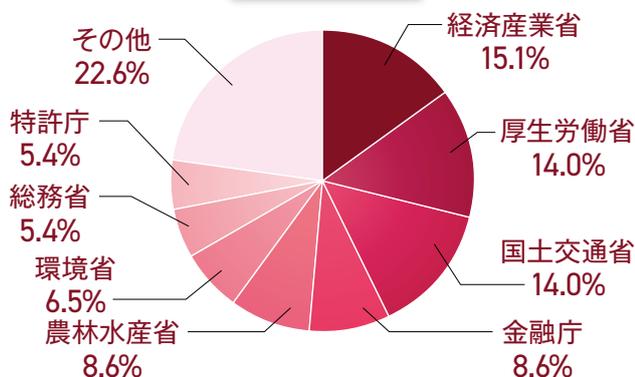


交流採用

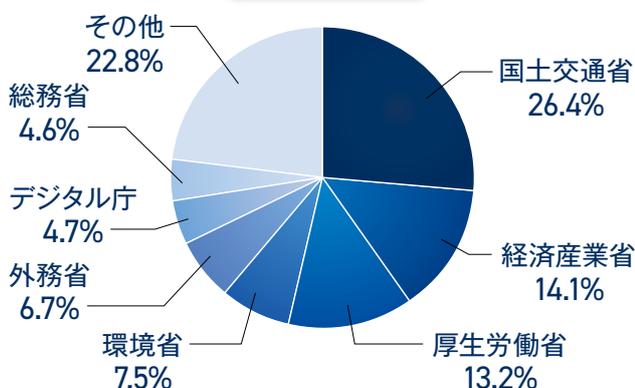


府省別の交流状況(令和4年～6年)

交流派遣

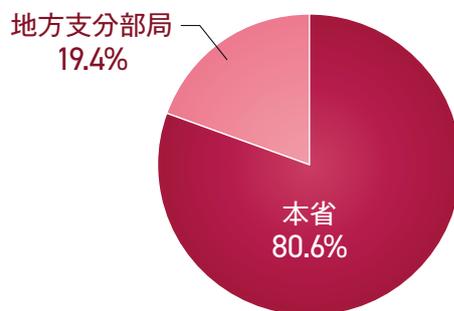


交流採用

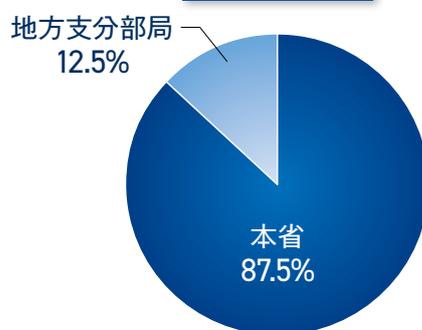


本府省・地方別の交流状況(令和4年～6年)

交流派遣

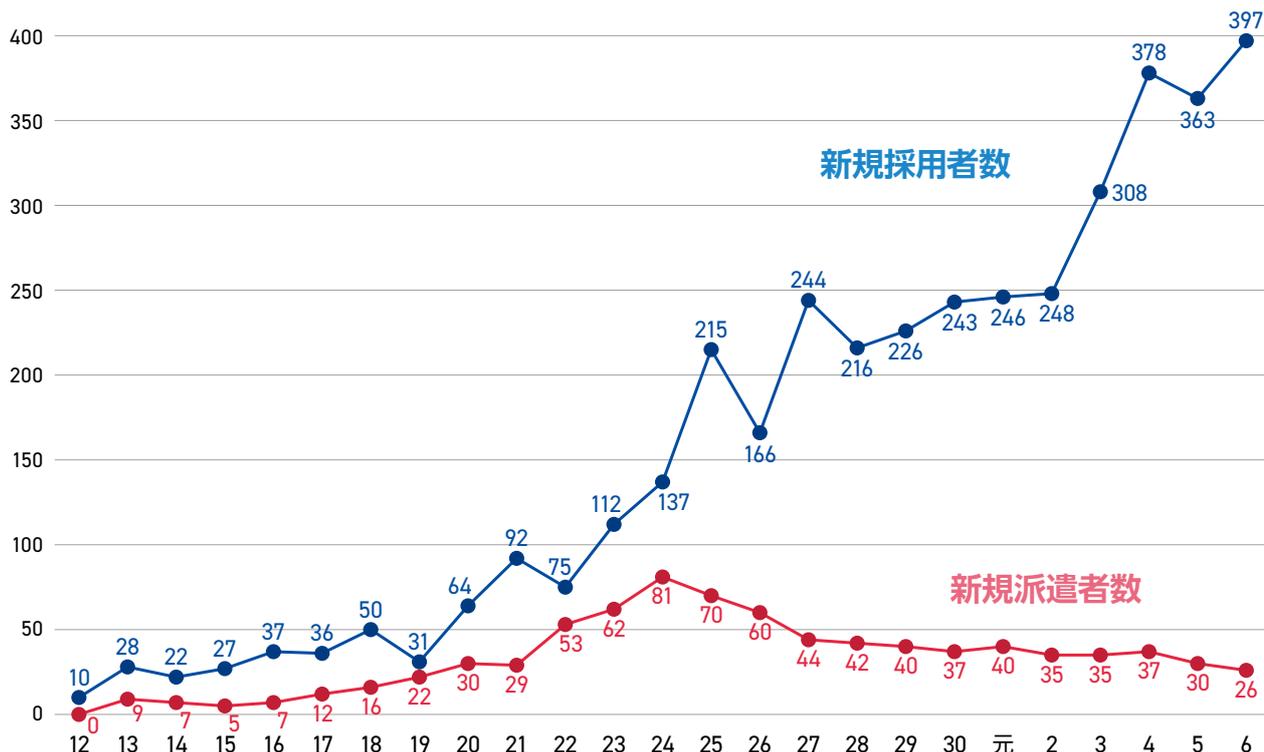


交流採用



交流採用(民間企業等→国)、交流派遣(国→民間企業等)の人数

(※)交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



民間企業の人事担当者に インタビューを実施しました!

官民人事交流制度を活用されている民間企業で人事を担当されている方々から、官民人事交流の取組についてお話を伺いましたので、その内容をご紹介します。

今回お話を伺ったのは、株式会社伊予鉄グループ様、株式会社JT B様及び両備ホールディングス株式会社様(五十音順)です。各社ともに官民人事交流を通じてメリットを実感されていました。

※本インタビューは、令和7年1月～2月にかけて実施したものであり、インタビュー対象者の所属等はインタビュー時点のものです。



1

梶原 慶彦 氏

株式会社伊予鉄グループ
総務部総務人事課 課長

社員がパワーアップして
帰任することに期待

Q1

官民人事交流での取組に
関して自社が力を入れている
ことがあれば教えてください。

A: 当社では、官民人事交流で得た経験を最大限活用できるよう、例えば帰任後の配属先を配慮したり、交流期間中も定期的に意見交換・情報交換を行ったりしています。

Q2

実際に省庁へ派遣された社員が帰任した際に、業務上や意識面において、交流の経験がどのように活かされていると感じますか。

A: 過去(10年前)に帰任した社員は現在も当社にて現役で働いており、管理職として活躍しています。官公庁特有のルールや業務プロセスへの理解、調整力、交渉力を高めて帰ってきていると感じます。また、業界を俯瞰する視点で見ることができた経験を得られたと感じます。

Q3

交流採用(民→国)の実績のある企業として、
官民人事交流未経験の企業へ一言お願いします。

A: 社外での経験は、社員個人の成長だけでなく、会社組織全体の活性化に繋がっていくものだと思います。官と民では全く業界が違うので、そこでの考え方や仕組みを学ぶことで新たな発想が生まれる可能性がありますし、それが業務改善や新しい事業のヒントを得るきっかけになると思います。交流期間中は、人員減となり会社としては戦力ダウンになってしまうことは否めませんが、その分社員がパワーアップして帰ってくることを期待しています。



○人事院ホームページにも官民人事交流を実際に体験した方等のインタビューが掲載されていますので、併せて是非ご覧ください。

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu.html>





2

中川 陽一郎 氏

株式会社JTB
人事チーム 人事担当部長

一番に期待するのは
人脈形成

Q1

官民人事交流での取組に関して
自社が力を入れていることが
あれば教えてください。

A: 文化が異なる派遣先(省庁)で仕事をします
ので、そこで得た思考能力、経験、人脈
などが自社で活かせるのではないかと考えていま
す。そこで、2年又は3年の交流期間を経た帰任
後もそれらの経験値を活かせる部署や役職への
配置に取り組んでいます。

Q3

交流採用(民→国)の実績のある企業として、
官民人事交流未経験の企業へ一言お願いします。

A: 同一組織の中だけで、入社から定年まで過ごすのではなく、
文化の異なる部門で業務をすることで、今までの経験値が働か
ない状況下において、困難を切り開いて物事に対応するといったこと
から、社員自身の大きな成長に繋がります。そのための手段として、
官民人事交流の活用は有効だと思います。

Q2

人事担当として、省庁への派遣された
社員がどのような能力や経験を
得られることを期待されていますか。

A: 中央省庁をはじめ、民間企業、地方自治体からの出向
者など多彩な人材がいらっしゃる中での、今後の本人の
キャリア形成に資する人脈形成ができることです。次に、
企画立案・文書作成能力が身に付くことです。さらに、出向
先省庁だけでなく、他の関連省庁との調整能力が身に付く
ことですね。その中でもやはり一番は人脈形成ではないか
と思っています。



3

山田 昌治 氏

両備ホールディングス株式会社
取締役常務執行役員 人財本部 本部長

プラスになっても
マイナスにはならない

Q1

人事担当として、省庁への派遣された
社員がどのような能力や経験を
得られることを期待されていますか。

A: 民間企業では経験できないことを経験して当社に持
ち帰ってほしいです。あとは、やはり人脈です。国や
自治体との人脈を持つことは民間企業では難しい面もあ
りますので、いろいろな人との繋がりを持ってもらい、当社
に帰ってから活かせるような形になってほしいですね。

Q2

実際に省庁へ派遣された社員が
帰任した際に、業務上や意識面
において交流の経験がどのように
活かされていると感じますか。

A: 例えば、帰任したある社員は、交流期間中
に繋がった人と今も意見交換をすることが
あると聞いています。また、民間とは違った物
の見方や考え方が社員のキャリアにプラスに
なっているのではないかと思います。

Q3

交流採用(民→国)の実績のある企業として、
官民人事交流未経験の企業へ一言お願いします。

A: 民間企業ではなかなか経験できないことが経験できますし、
人脈を形成することができます。自社の社員の人材育成の
観点から、社員に(人事交流の)チャンスを提供すること
で、プラスになってもマイナスにはならないのではないかと思います。



官民人事交流の体験談

交流採用（民から官へ）

1

竹内 久美子 氏

キヤノン株式会社
環境技術部 製品化学物質推進課

キヤノン株式会社 → 経済産業省

間近で感じる経験と
客観的に見る機会



私は令和4年7月から令和6年6月まで、経済産業省の製造産業局化学物質管理課国際班に出向しておりました。主な業務内容は、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」と呼ばれる枠組みの交渉及び国内における対応についての周知活動、メーカーのサプライチェーンにおける化学物質に関する情報の伝達方法の検討、アジア方面に向けての環境に関する途上国教育、水銀汚染防止法についての法律執行対応のサポートです。官民人事交流で学べた主な点としては、①実際に交渉の場や外交の場を間近で見ることができたことや自分自身で海外の交渉官の方と直接交渉ができたという経験、②川下だけではなく、川中・川上といったサプライチェーン全体の企業の考え方や当社が川下企業として求められていることを客観的に見るいい機会を得られたこと、③普段自社内で対応している環境について国内外法規制や条約がどのような流れで決まっていくのかを間近に感じる事ができたことです。

最後に官民人事交流のメリットについて、上司からは、「自社を第三者の視点で捉えることで自社への理解が深まったこと、また私が出向先省庁で学ぶことができた部分を同様に良かった点と感じている。」との意見がありました。また、組織からは、「普段社内では経験できない政策や外交など国の仕事に関わることができたことが組織にいい影響を与えている。」とのお言葉をいただきました。

交流派遣（官から民へ）

2

井海田 隆 氏

経済産業省 特許庁 上級審判官

経済産業省 特許庁 → KDDI株式会社

学んだこと・
得られた経験



私は令和4年4月から2年間、特許庁からKDDI株式会社に交流派遣されました。配属先のコーポレート統括本部総務本部知的財産部には、①自社サービスの発明発掘等を行う知財の戦略に関する部署、②自社サービスを調査する知財の分析や企画を行う部署、③知財の訴訟・紛争対応などを行う渉外担当の部署がありました。私は、これらの部署全体で①の業務を中心に、②と③の業務も仕事量に応じて従事しました。いずれも自らの専門性に合うもので、①と②の業務は現場に近いととても楽しく、③で担当した業務は、元の部署の仕事と業務実態がとても近いとため短期間で業務を立ち上げることができました。

官民人事交流では、①民間企業の業務実感が経験として得られたこと、②顧客の違いから来る、仕事のやり方の違い(国では決定プロセスを重視するのに対して、民間企業は勝機やスピード感を大事にする)を体験できたこと、③業務の切り分け方が、国と民間で似ていることの由来について考えられたことが、大きな経験として得られました。

官民人事交流のメリットは、受け入れ企業側では、知財のように人材育成が大変な専門分野での即戦力や業務を立ち上げるための足掛かりが得られること、表向き分りにくい役所の文書や規制の、真に意図する内容や望まれている対応について解説できたりすること等が挙げられ、派遣元省庁側では、意見交換等では得られない民間企業側の本音を知ることができることが大であると思います。そして、派遣者自身には、経験が増えること、視野が広がること、ネットワーク人脈が広がること、客観的に自分を人材として評価できること等の他、民間企業で働くことそれ自体が新鮮で楽しいということが大きなものでした。

※ この体験談は、令和6年度に実地開催及びオンライン開催した「官民人事交流に関する説明会」での講演内容を内閣府官民人材交流センターにおいて要約したものであり、所属等は説明会時点のものです。

3

風間 誠 氏

全日本空輸株式会社 人事部 部長

官民人事交流制度を活用した効果



当社では、入社後の初期配属は現場経験を重視していますが、社員一人ひとりがキャリアについて考える機会を設けて考えてもらい、社員の希望の中で色々な経験をさせて、一人ひとりが強い人材になって当社を支えていてもらいたいと考えています。当社における人材育成の機会、社外への派遣・出向として、海外事業所での実務研修や民間他企業への派遣のほか、官民人事交流制度を活用しています。当制度において以前は人事部による指名制でしたが、最近は公募による募集を増やしています。また、過去実績としては、令和6年10月時点で交流採用83名、交流派遣8名となっています。

当社から見た効果について、交流採用の場合、一民間企業では事業領域も限られておりステークホルダーである関係先もある程度決まっている中で、国を代表して働くということ、さらには、航空分野とは全く異なる分野での業務経験と、非常に得難い経験ができています。また、異なる環境に飛び込むことで適応能力やコミュニケーション能力が培われることも期待していますし、これまでの派遣者は自信に満ちて帰ってきたという印象が強いです。交流派遣・交流採用の共通の効果としては、業務シナジーがあり、省庁における意思決定方法の流れや省庁内での調整方法などの理解を進めることができることや、行政と民間双方の視点に基づく実効性のある対策立案が可能になることです。また、人的ネットワークの充実も大きな効果です。

当社の交流採用について補足すると、派遣者一人ひとりの派遣先での経験を見ながら帰任時の配置等を検討しており、派遣期間は当社が適切と考える2年が多くなっています。また、当社は雇用継続型で帰任後の処遇については都度調整をしており、派遣期間中はサポート部署を決めて人事部又は他の関連部署の管理職が派遣者をフォローするような仕組みとしています。

※ この体験談は、令和6年度に実地開催及びオンライン開催した「官民人事交流に関する説明会」での講演内容を内閣府官民人材交流センターにおいて要約したものであり、所属等は説明会時点のものです。

「官民人事交流に関する説明会」についてのお知らせ

毎年10月頃に、制度概要の説明、交流体験者等による体験談発表、各府省人事担当者との意見交換などを実施する民間企業等の人事担当者様を対象とした説明会を実施しています。官民人事交流を始めてみたい・ご興味がある民間企業等の人事担当者様のご参加をお待ちしております。



<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html#setsumeikai>

※その年の説明会情報は例年9月頃、官民人材交流センターのウェブサイトに掲載します。



官民人事交流に関するお問い合わせ先(全般的な窓口)

※「官民人事交流の利用の流れ」については、3頁をご参照ください。

内閣府官民人材交流センター

総務課 官民人材交流係 ☎ 03-6268-7676

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>



各府省等のお問い合わせ先(代表電話を掲載しております)

内閣官房	内閣総務官室	03-5253-2111
内閣法制局	長官総務室総務課	03-3581-7271
人事院	事務総局人事課	03-3581-5311
内閣府	大臣官房人事課	03-5253-2111
宮内庁	長官官房秘書課	03-3213-1111
公正取引委員会	事務総局官房人事課	03-3581-5471
警察庁	長官官房人事課	03-3581-0141
金融庁	総合政策局秘書課	03-3506-6000
消費者庁	総務課	03-3507-8800
こども家庭庁	長官官房総務課	03-6771-8030
デジタル庁	戦略・組織グループ	03-4477-6775
復興庁	総括班	03-6328-1111
総務省	大臣官房秘書課	03-5253-5111
法務省	大臣官房人事課	03-3580-4111
外務省	大臣官房人事課	03-3580-3311
財務省	大臣官房秘書課	03-3581-4111
国税庁	長官官房人事課	03-3581-4161
文部科学省	大臣官房人事課	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房人事課	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房秘書課	03-3502-8111
林野庁	林政部林政課	03-3502-8111
水産庁	漁政部漁政課	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房秘書課	03-3501-1511
資源エネルギー庁	長官官房総務課	03-3501-1511
特許庁	総務部秘書課	03-3581-1101
中小企業庁	長官官房業務管理官室	03-3501-1511
国土交通省	大臣官房人事課	03-5253-8111
観光庁	総務課調整室	03-5253-8111
気象庁	総務部人事課	03-6758-3900
運輸安全委員会	事務局総務課	03-5367-5025
海上保安庁	総務部人事課	03-3591-6361
環境省	大臣官房秘書課	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力規制庁長官官房人事課	03-3581-3352
防衛省	人事教育局人事計画・補任課	03-3268-3111
会計検査院	事務総長官房人事課	03-3581-3251